



事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 1 5 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施する場合
における週休日の振替等の適切な実施および工夫例等について

「新しい生活様式」を踏まえた学校教育活動の実施につきまして、適切な御対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び同局財務課長から、令和 2 年 6 月 9 日付けで、別添写しのとおり、「新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施する場合における週休日の振替等の適切な実施及び工夫例等について」通知がありました。

これまでも、土曜日を活用し、授業等を実施する際には、児童生徒の負担のみならず、教職員の負担の観点からも教職員の勤務に関する条例や規則に基づいて適切な対応をいただいておりますが、週休日の振替を行う場合については、再度、別紙に示した留意点を参考としていただくようお願いします。

担 当：人事・学事担当 吉 田

電 話：048-830-6939

E-mail：a6930-03@pref.saitama.lg.jp

【 週休日である土曜日に勤務を命じる場合の留意点 】

- (1) 振替となる日をあらかじめ特定し、確実に振替が行われることを確認する。
- (2) 週休日の振替は、原則として、勤務を命ずる必要がある日と週休日に変更される勤務日が同一週（日曜日から土曜日に至る1週間）内にある場合に行うこと。
ただし、校務の都合により、この同一週内での週休日の振替が困難である場合には、勤務を命ずる必要がある日から起算して前4週間・後16週間以内の期間で週休日の振替等を行うことができる。
- (3) 一の週休日について4時間の勤務時間の割振り変更を行うことができる場合であっても、できる限り週休日の振替を行うものとする。
- (4) 勤務の振替は、教職員全員を対象として、一律に振替を行うことも可能であるが、教職員の負担の観点から、学校運営に必要な職員のみを割り振り、一部の職員（事務職員等）については勤務の振替を行わないことも可能である。
- (5) 事務職員や学校栄養職員は、同一週外で振り替えた場合は、時間外勤務手当が支給されることに留意する。

（参考となる条例、規則等）

- ※ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第6条
- ※ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第4条
- ※ 「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の運用について（令和2年3月31日付け通知）

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、学校での指導において土曜日を活用する場合における、週休日の振替等の教職員の勤務に係る工夫例や留意点についてまとめておりますので、送付いたします。



2 初初企第 10 号
令和 2 年 6 月 9 日

都道府県教育委員会教育長 殿
指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

浅 野 敦 行

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局財務課長

森 友 浩 史

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施する場合における週休日の振替等の適切な実施及び工夫例等について（通知）

新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営の在り方に関しては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）」（令和 2 年 6 月 5 日付け 2 文科初第 382 号文部科学事務次官通知）（以下「次官通知」という。）等において示していますが、次官通知別添の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関するガイドライン」や「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」においても記載しているとおり、児童生徒の効果的な学習保障のための学習指導の方法として、時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、学校行事の重点化や準備時間の縮減等とともに、土曜日の活用が学校における指導を充実させるための工夫の一つとして考えられるところです。

土曜日を活用する際には、土曜授業等を実施するに当たっての児童生徒の負担のみならず、教職員の負担の観点からも教職員の勤務に関する各地方公共団体の条例や規則等に基づいた適切な対応等が求められるところ、教職員のサービスの観点から、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に伴い土曜授業等を実施するに当たっての工夫例や留意点を下記のとおりまとめましたので、各都道府県及び指定都市教育委員会においてはこれを参考としていただくようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

記

1. 土曜日の活用における工夫の例

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒の学びの保障のため、土曜授業の実施など土曜日を活用することが考えられるところ、その実施に際しては教職員の勤務との関係で、地域や学校の実情等に応じて以下のような工夫の例が考えられること。

【工夫例①】長期休業期間中などの勤務日や勤務時間を振り替えることによる工夫
長期休業期間中の勤務日を振り替えることにより、土曜授業を実施する。

（11月の土曜日に授業を行い、12月の冬休みの勤務日を代わりに週休日とする。）

【工夫例②】時間割の柔軟な編成による工夫

1週間の時間割編成を見直し、専科教員の担当コマを特定の曜日や時間帯に集中させることにより、その週において土曜日を含めて5日間の出勤とすることや、半日勤務の日を設けることにより振替を可能とする。

【工夫例③】年度をまたいで勤務日や勤務時間を振り替えることによる工夫

3月の土曜日に授業を行い、翌年度の5月の勤務日を代わりに週休日とする。

2. 土曜日の活用における留意点等

○ 週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、当該土曜日に勤務日や勤務時間を割り振った上で、授業等を行う必要があること。その際、週休日の振替を行う場合は、週休日の振替等に関する各地方公共団体の条例や規則等にのっとり、適切に振替を行う必要があること。

○ 週休日である土曜日の振替等を命ずる場合は、あらかじめ、勤務する土曜日及び週休日とする平日を特定しておく必要があること。

○ 振替を行う際には、例えば長期休業期間中の勤務日を週休日として振り替えることも考えられるところ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応として長期休業期間を短縮することが考えられる。

このように、今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、規定された期間において週休日等の振替を行うことが困難となる場合が生じる可能性がある。このため、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合に、人事委員会の承認を得て、振替ができる期間について別段の定めができる旨の規定がある場合には、今般のコロナウイルス感染症への対応についてもこの規定に該当する特例として、振替ができる期間について別段の定めができると考えられること。

＜人事委員会の承認を得て、振替ができる期間の特例を定める例＞

【例】公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合において、従来は勤務する週休日の前4週間～後8週間であった振替ができる期間において週休日等の振替を行うことが困難であるときには、人事委員会の承認を得て、特例的に、前8週間～後16週間とする。

なお、この場合であっても、振替ができる期間については、職員の健康確保の観点から可能な限り近接した日に振り替えることが好ましいという週休日の振替の本来の趣旨を踏まえながら、適切に対応することが考えられること。また、勤務日や勤務時間に関する労働基準法及び地方公務員法等の関係法令を遵守することが求められるほか、職員の健康及び福祉の確保に留意することが必要であると考えられること。

- 年度をまたいで振替を行うことは可能であるが、その間に当該職員が異動することが判明した場合又は異動した場合には、異動前までに振替による週休日を設けられるよう週休日を変更することや、異動前後の勤務時間の割振権者間で十分に情報共有を行った上で適切に対応することなどにより、公務の円滑な運営、当該職員の健康及び福祉や適正な勤務条件の確保等を図ることが望ましいと考えられること。

【連絡先】

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

(電話) 03-5253-4111 (内線2588)